

(その1)

# 収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記	〇	〇
か	か	鈴	⑤	〇	〇

※該当箇所には  をすること。

(ふりがな) たいきのかい

1 政治団体の名称 大喜の会

2 主たる事務所の所在地 東京都大田区田園調布1-46-1  
中村方

3 代表者の氏名 中村 勇太

4 会計責任者の氏名 谷中 勝一

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党 党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国(2都道府県以上)	

5 令和 3 年分

団体コード	1	2	2	0	0	7	2	9	2	0	0	0	1	0	*
前年繰越額	266,242,717 円														

事務担当者の氏名 両角 和枝

電話番号 03-3508-7501

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	_____ (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>中村 喜四郎</u>
公職の種類	<u>衆議院議員(現・候)</u>

(※) 資金管理団体の指定の期間			
令和	年	月	日 から
令和	年	月	日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和	年	月	日 から
令和	年	月	日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

					1	0	3	3	0	0
--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

0297



(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	266,242,717
(前年からの繰越額)	266,242,717
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	5,144,993
翌年への繰越額	261,097,724

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,014,555	0	
(4) 事 務 所 費	114,315	0	
小 計	1,128,870	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	3,024,163	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	31,960	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	960,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	4,016,123	0	
合 計	5,144,993		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	宅急便代	22,451	R3/1/19	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
2	郵送料	18,984	R3/2/25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	郵送料	19,152	R3/3/29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	J R乗車券代金	26,700	R3/4/19	(株) J T B	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内	
5	J R乗車券代金	26,700	R3/4/22	西日本旅客鉄道(株)	大阪府大阪市北区芝田2-4-24	
6	タクシー代	24,500	R3/4/22	広島県個人タクシー協同組合	広島県広島市南区東雲3-15-20	
7	航空券代金	245,240	R3/6/29	(株) J T B	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内	
8	タクシー代	82,770	R3/8/4	小豆島交通(株)	香川県小豆郡土庄町甲5873-10	
9	レンタカー代	28,105	R3/8/16	(株) トヨレンタリース旭川	北海道旭川市東鷹栖4線10号1-8	
10	タクシー代	57,430	R3/8/17	エムケイ(株)	京都府京都市南区西九条東島町 63-1	
11	宅急便代	70,092	R3/9/17	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
12	日用品代	23,226	R3/10/16	(株) ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎 1-13-1	
13	日用品代	34,446	R3/10/17	ウエルシア	埼玉県越谷市南町1-15-27	
14	日用品代	13,773	R3/10/18	D C Mホームマック	茨城県猿島郡境町1164-9	
15	日用品代	13,871	R3/10/20	ウエルシア	埼玉県越谷市登戸町32-30	
	こ の 頁 の 小 計	707,440				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	日用品代	15,151	R3/10/24	ウエルシア	埼玉県春日部市緑町3-1-37	
17						
	こ の 頁 の 小 計	15,151				
	そ の 他 の 支 出	291,964				
	合 計	1,014,555				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	源泉所得税	15,315	R3/7/12	雪谷税務署	東京都大田区雪谷大塚町4-12	
2	求人広告代	99,000	R3/12/14	(株)求人ジャーナル	群馬県高崎市上大類町1033	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	114,315				
	その他の支出	0				
	合 計	114,315				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費		
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費		
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備 考
1	飲食代	17,902	R3/1/15	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1		
2	飲食代	44,352	R3/2/8	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1		
3	飲食代	43,318	R3/2/13	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3		
4	飲食代	65,450	R3/2/14	和田倉	東京都千代田区丸の内1-1-1		
5	食事代	10,890	R3/3/24	(株)鈴木屋	千葉県我孫子市寿1-10-21		
6	食事代	21,890	R3/3/31	小松園	茨城県古河市大字鴻之巣720		
7	食事代	16,275	R3/4/7	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1		
8	食事代	44,100	R3/4/11	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1		
9	飲食代	45,675	R3/4/19	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1		
10	宿泊代	10,800	R3/4/22	ホテルラングイア広島	広島県広島市南区松原町1-5		
11	食事代	19,360	R3/5/24	うなぎ藤田	静岡県浜松市中区小豆餅3-21-12		
12	飲食代	15,900	R3/5/28	すみの坊本町店	静岡県三島市本町1-37		
13	食事代	12,705	R3/6/16	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1		
14	食事代	36,454	R3/6/24	幌馬車	茨城県猿島郡境町染谷315-4		
15	食事代	17,660	R3/6/30	玉海力	東京都港区赤坂3-17-10-2F		
	この頁の小計	422,731					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	宿泊代	31,900	R3/7/14	城西館	高知県高知市上町2-5-34	
17	宿泊代	13,500	R3/7/21	ANAクラブホテル 福岡	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-3-3	
18	飲食代	25,630	R3/7/29	木曾路	愛知県名古屋市昭和区白金 3-18-13	
19	宿泊代	19,070	R3/8/4	松風	香川県小豆郡土庄町甲1481-1	
20	食事代	18,117	R3/8/18	いか太郎プレゼント 朝市店	北海道函館市若松町9-10	
21	宿泊代	35,860	R3/8/18	札幌パークホテル	北海道札幌市中央区南10西3	
22	宿泊代	16,600	R3/8/23	高槻サンホテル	大阪府高槻市城北町2-12-6	
23	食事代	11,253	R3/8/25	(株)甲羅	愛知県豊橋市東脇3-1-7	
24	宿泊代	13,600	R3/8/25	アパホテル	愛知県豊橋市広小路1-1	
25	食事代	11,836	R3/9/27	幌馬車	茨城県猿島郡境町染谷315-4	
26	食事代	13,000	R3/10/17	(株)エイヨウシヨク	茨城県結城市結城7552-2	
27	お茶代	65,016	R3/10/19	ファミリーマート	茨城県古河市仁連字町並西側3-1	
28	お茶代	403,920	R3/10/27	イオンテール(株)	茨城県古河市旭町1-2-17	
29	食事代	36,015	R3/11/10	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
30	飲食代	18,865	R3/11/15	天壇 赤坂店	京都府京都市東山区宮川筋1-221	
	この頁の小計	734,182				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
31	食事代	41,160	R3/11/18	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
32	食事代	66,500	R3/11/21	重慶飯店	東京都港区西麻布3-2-34	
33	飲食代	35,640	R3/12/10	橘家	茨城県猿島郡境町135	
34	飲食代	31,350	R3/12/17	橘家	茨城県猿島郡境町135	
35	食事代	36,960	R3/12/21	(株)ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
36	食事代	45,480	R3/12/22	福松	茨城県結城市下り松8620-36	
37	食事代	101,838	R3/12/25	幌馬車	茨城県猿島郡境町染谷315-4	
38						
	この頁の小計	358,928				
	その他の支出	403,250				
	合計	1,919,091				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	交際費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	羊羹代	20,520	R3/1/15	とらや	東京都港区赤坂4-9-22	
2	菓子代	10,800	R3/3/17	とらや	東京都港区赤坂4-9-22	
3	スイカ代	29,750	R3/4/22	あけのﾌﾞｸﾞ ﾚｼﾞｮｯﾌﾟ	茨城県筑西市宮山504	
4	スイカ代	22,400	R3/4/30	あけのﾌﾞｸﾞ ﾚｼﾞｮｯﾌﾟ	茨城県筑西市宮山504	
5	スイカ代	36,450	R3/5/13	あけのﾌﾞｸﾞ ﾚｼﾞｮｯﾌﾟ	茨城県筑西市宮山504	
6	スイカ代	27,000	R3/5/14	あけのﾌﾞｸﾞ ﾚｼﾞｮｯﾌﾟ	茨城県筑西市宮山504	
7	生花代	22,000	R3/5/18	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
8	生花代	56,100	R3/6/2	(株) 日比谷花壇	東京都港区南麻布1-6-30	
9	生花代	33,000	R3/6/15	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
10	生花代	56,100	R3/6/18	(株) 日比谷花壇	東京都港区南麻布1-6-30	
11	酒代	105,875	R3/8/5	(有) 阿久津商店	茨城県古河市平和町25-8	
12	酒代	47,500	R3/8/5	(有) 木原酒店	茨城県坂東市岩井2895	
13	酒代	107,299	R3/8/6	(株) 札幌丸井三越	北海道札幌市中央区南1条西3丁目8	
14	酒代	99,500	R3/8/10	(有) 木原酒店	茨城県坂東市岩井2895	
15	酒代	59,700	R3/8/14	(有) 木原酒店	茨城県坂東市岩井2895	
	この頁の小計	733,994				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	酒代	13,502	R3/8/14	(株)札幌丸井三越	北海道札幌市中央区南1条西3丁目8	
17	酒代	107,250	R3/8/16	(株)永田町天竹	東京都千代田区永田町2-7-11	
18	ハム代	17,800	R3/9/17	横島精肉店	茨城県坂東市岩井4631-2	
19	生花代	27,500	R3/10/13	(有)島田屋	東京都福生市本町134	
20	製茶代	20,000	R3/11/9	石山製茶工場	茨城県猿島郡境町大字大歩256	
21	菓子代	44,400	R3/12/25	グリーンベル松月堂	茨城県古河市大手町1-6	
22	キウイ代	55,060	R3/12/27	石井果樹園	茨城県結城市小田林1999-1	
23						
	この頁の小計	285,512				
	その他の支出	85,566				
	合 計	1,105,072				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					書籍購入費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	書籍代	13,200	R3/5/18	選沢出版(株)	東京都港区西新橋3-3-1-10F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	13,200				
	その他の支出	18,760				
	合計	31,960				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄付金	480,000	R3/5/17	立憲民主党茨城県総支部連合会	茨城県水戸市城東3-5-49	
2	寄付金	480,000	R3/11/18	立憲民主党茨城県総支部連合会	茨城県水戸市城東3-5-49	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	960,000				
	その他の支出	0				
	合 計	960,000				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	エ 取得の価額が100万円を超える動産
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	自動車	3,153,520	H22/8/7	1台
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 2月 14日

政治団体の名称 大喜の会

会計責任者の氏名 谷中

勝一



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)



政治資金監査報告書

令和4年2月14日

大 喜 の 会

代表 中村 勇太 殿

登録政治資金監査人 吉 田 淳 生

登 録 番 号 第 3498 号

研 修 修 了 年 月 日 平成22年3月26日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、大喜の会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、大喜の会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

大喜の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。  
また、大喜の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上